

企業局告示第 1 号

産業廃棄物（浄水発生土）処理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成19年企業局告示第3号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和 4 年 2 月 22 日

静岡県公営企業管理者  
企業局長 松下 育蔵

改正前	改正後
<p>第 2 <u>資格審査を受けることができない者</u> <u>次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、</u> <u>資格審査を受けることができない。</u></p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11第1項に<u>該当する者</u></p> <p>(2) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業<u>及び</u>処分業について、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けて<u>いない者</u></p> <p>(3) 資格審査の申請書を提出しようとする年度の4月1日以前の2年間の営業実績<u>のない者</u></p> <p>(4) 法人にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税を完納して<u>いない者</u></p> <p>(5) 次のアからオの<u>いずれかに該当する者</u></p> <p style="text-align: center;">ア～オ （略）</p> <p>第 3 資格審査</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資格審査は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 保有施設の状況（種類、処理能力）</p> <p>(4) 運搬車両の保有状況</p>	<p>第 2 <u>入札参加者資格の申請に必要な要件</u> <u>競争入札参加資格の申請をすることができる</u> <u>者は、次の要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11第1項の<u>規定に該当しないこと</u></p> <p>(2) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業 <u>又は</u> 処分業について、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けて <u>いること</u></p> <p>(3) 資格審査の申請書を提出しようとする年度の4月1日以前の2年間の営業実績 <u>があること</u></p> <p>(4) 法人にあつては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあつては個人事業税及び消費税・地方消費税を完納して <u>いること</u></p> <p>(5) 次のアからオの <u>いずれにも該当しない者であること</u></p> <p style="text-align: center;">ア～オ （略）</p> <p>第 3 資格審査</p> <p>1 （略）</p> <p>2 資格審査は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 保有施設の状況（種類、処理能力） <u>（産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する処分業の認定を受けようとする者に限る。）</u></p> <p>(4) 運搬車両の保有状況 <u>（産業廃棄物のう</u></p>

(5) 略

#### 第4 資格審査の申請

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める静岡県企業局産業廃棄物（浄水発生土）処理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、静岡県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業及び処分業の営業について、当該許認可等を得ていることを証する書類の写し

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

第5 (略)

第6 (略)

#### 第7 申請書の記載事項の変更届

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、管理者に届け出なければならない。

(1) (略)

ち、汚泥の処理に関する収集運搬業の認定を受けようとする者に限る。)

(5) 略

#### 第4 資格審査の申請

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める静岡県企業局産業廃棄物（浄水発生土）処理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、静岡県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する処分業の営業について、当該許認可等を得ていることを証する書類の写し (当該業務の認定を受けようとする者に限る。)

(8) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業の営業について、当該許認可等を得ていることを証する書類の写し (当該業務の認定を受けようとする者に限る。)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

#### 第5 資格の認定

資格は、次に掲げる業務ごとに認定する。

(1) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する処分業

(2) 産業廃棄物のうち、汚泥の処理に関する収集運搬業

第6 (略)

第7 (略)

#### 第8 申請書の記載事項の変更届

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、管理者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 住所及び電話番号

(3)～(5) (略)

第8 (略)

第9 入札参加資格の取消し

管理者は、入札参加資格者が第2の(1)及び(2)に該当する者になったとき又は虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(2) 住所、電話番号及びメールアドレス

(3)～(5) (略)

第9 (略)

第10 入札参加資格の取消し

管理者は、入札参加資格者が次の各号の一に該当する者となったときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11第1項の規定に該当するとき

(2) 資格の認定を受けている業務に係る許認可等が取り消されたとき

(3) 虚偽の申請により資格の認定を受けていることが判明したとき

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 改正前の産業廃棄物（浄水発生土）処理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示により入札参加者資格の認定を受けた者は、改正後の産業廃棄物（浄水発生土）処理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示第5(1)及び(2)に規定する業務の入札参加資格の認定を受けているものとみなす。